

# STOP! 児童虐待! 11月は「児童虐待防止推進月間」です

問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4204)

本来子どもを守るべき立場の親や、親に代わる保護者が、子どもの心身の健康状態をそこねる養育を行う「児童虐待」が深刻な問題になっています。

## ●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、野外に締め出す、たばこの火を押し付ける、首を絞める、溺れさせるなど、生命や健康に危険のある行為



## ●性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなどの行為



児童虐待には、  
4つのタイプがあります

## ●ネグレクト

食事を与えない、病気やけがをしても適切な処置をしない、乳幼児を家に残したまま外出する、極端に不潔な環境で生活させるなど、健康状態や安全をそこなう行為



## ●心理的虐待

言葉による脅し、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者への暴力行為を見せるなど、心理的に傷つける行為



### これって「しつけ」？それとも「虐待」？

しつけとは、子どもに基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを教えたり、自立して生きていくために必要なことなどを理解させたりしながら繰り返し教えることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行っていくものであり、暴力などで子どもを脅したり、従わせたりすることではありません。

保護者がしつけのためと考えていても、その行為が子どもの体や心を傷つけるものであり有害ならば、しつけではなく虐待となります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。

### 虐待だとは気づいていないことがあります ～ネグレクト(養育の放棄、怠慢)という虐待～

子どもへの虐待と聞くと、叩く、蹴るなどの身体的な虐待を思い浮かべる方が多いと思います。しかし、虐待とはそれだけではなく、子どもの健康・安全への配慮を怠ること、例えば、乳幼児を車の中に放置したり、家に残したまま外出したりすることなども児童虐待になります。

「眠っているから」「少しだけ」などと、つい子どものそばを離れてしまいそうになっても、命に関わる危険が潜んでいますので絶対にやめましょう。

相談内容別対応件数

(件)

内訳	19(令和元)年度	20(令和2)年度	21(令和3)年度
身体的虐待	87	70	83
ネグレクト	97	63	93
性的虐待	2	5	4
心理的虐待	257	248	215
計	443	386	395

釧路児童相談所(釧路・根室管内)

### 虐待を見たり聞いたり、もしかして?と思ったら

子どもや保護者との関わりの中で「もしかして?」と気づくことは、児童虐待の防止や発見にとっても重要です。子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域の皆さんの協力をお願いします。

「虐待を受けたと思われる子どもがいたら」  
「ご自身が出産、子育てに悩んでいたら」  
「子育てに悩む保護者がいたら」

相談窓口にご連絡ください。



市役所こども支援課 (☎31-4204)  
阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)  
音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)  
釧路こども家庭支援センター (☎32-1150)  
釧路児童相談所 (☎92-3717)  
児童相談所虐待対応(全国共通ダイヤル) (☎189「いちはやく」)

## オレンジリボン運動

～児童虐待を無くしたい、その気持ちを胸に～

児童虐待防止のシンボルであるオレンジ色のリボンを身につけ、子どもたちへの虐待を無くしたいという思いをみんなで共有し、伝えていく運動です。大切な子どもたちの心を救う活動を広げていきましょう。

●オレンジリボンは、市役所こども支援課、各支所、各行政センター窓口に置いてありますので、ご自由にお持ちください。



オレンジリボン運動公式サイト  
☎ <http://www.orangeribbon.jp/>

